

第1 20 外部監査公表第2号（平成20年4月14日付福岡市公報第5535号公表）分

※結果の組織名は19年度当時

- 1 福岡市一般会計の都市計画費のうち、土木局及び都市整備局が所管する都市開発費、街路橋りょう費及び公園費（うち公園管理費と公園整備費）の財務に関する事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1.1 使用料収入 指摘 1) 公園使用料の不納欠損処理について（都市整備局公園緑地部） 公園使用料の未納者に対して、使用料督促のために納付書を送付しているが、このうち1名は死去している。市からの納付書を受け取った親族が相続放棄通知書を市に送付しており債権回収の可能性が低いと考えられることから、不納欠損処理を検討すべきである。</p>	<p>【その他（平成20年10月31日通知）】 公園使用料の未納者については、地方自治法第236条の規定による、5年経過の消滅時効で処理することとしており、未納者が死去している件については、未納期間が5年を経過する平成21年に不納欠損処理を行うこととしている。</p>
<p>意見1) コミネット利用の使用料滞納者に対する使用制限の時期について（都市整備局公園緑地部） 複数月にわたる使用料滞納者が散見されており、口座振替不能後の利用停止までの時期の早期化を検討すべきである。 また、現在のコミネットは後払いであるが、収入未済が発生することによる少額債権の管理事務簡素化の観点からは、予約時に口座引き落としを行う先払いの仕組みも検討に値すると考えられる。</p>	<p>【その他（平成20年10月31日通知）】 コミネット利用による使用料は、利用月の翌月に利用を確認した上で、登録口座より引き落とししている。 したがって、複数月（ここでは2ヶ月）にわたる使用料滞納者が発生するのはやむを得ないとする。 また、予約時に予約毎に賦課し口座引き落としを行うことは、新たな請求システムの構築やキャンセル還付事務等が新たに加わることなどの点を考慮すると現行の制度が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>意見2) 霊園管理料徴収事務について（都市整備局公園緑地部） 年次の納付書作成業務を外部委託しているが、霊園管理システムのデータを利用して納付書が作成できるようにシステム修正をすることが考えられる。 この外部委託業務には、3名という現在の人員配置であればこれらの作業への対応が難しいとは思われず、外部委託の必要性について検討を要すると考えられる。 また、口座振替の導入により事務手続の簡素化を図り、現状の人員配置について見直すことも考えられる。</p>	<p>【その他 H21.8.3通知分】 霊園管理料徴収事務については、短期間で大量に納付書の作成、印刷、封入等の作業を行う必要があるため外部委託は妥当であるとする。 人員配置については課全体の業務配分から考えて現状が適正であると考える。 また、口座振替の導入については、事務手続の簡素化及び費用の削減が図られないことから当面導入せず現状のとおりとする。</p>
<p>意見3) 霊園管理料未納者の取り扱いについて（都市整備局公園緑地部） 「霊園利用の手引き」に定めており、</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年8月6日通知）】 (1) 相続者がいない墓所（いわゆる「無</p>

<p>死亡した利用者で相続者がいない場合や管理料滞納の場合には利用権の取り消しや消滅等の手続きを行い、新規利用を可能にするべきである。</p>	<p>縁墓) について、改葬を行うための納骨施設を市が有していないため、現在のところ、無縁改葬を実施できない。無縁墓にしない工夫として、利用者に承継予定者を指定していただいている。</p> <p>現在のところ完全に無縁化している墓所は2ヶ所であり、無縁墓にしない取組は効果がでていない。</p> <p>将来的には、無縁改葬が可能な納骨施設の設置も検討していく。</p> <p>(2) 無縁墓でないが管理料の未納がある場合についても、利用権を取り消しても、市が改葬することができない上に管理料を徴することができなくなる。結果的に、権利の無い墓が墓所に残り続けることになり、新規利用もできず霊園の適正な管理に支障をきたすことになりかねない。</p> <p>このため、管理料の未納整理は利用権の取り消しによらず、利用者や承継予定者の居所確認調査や催告により地道に対応していく。</p> <p style="text-align: right;">(みどり推進課)</p>
<p>意見4) 霊園管理料の水準について(都市整備局公園緑地部)</p> <p>年間800円/㎡の管理料収入と維持管理経費及び人件費を比較すると赤字となっている。霊園は受益者が限られるサービスであることから、受益者負担の原則を考慮し、管理料水準を再検討すべきである。</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>霊園管理料の水準については、霊園は墓所利用者以外の市民のレクリエーションの場としても利用に供されており、墓所利用者のみで維持管理経費等を負担させるものではないため、現行の管理料は妥当であると考えますが、今後市内の私立霊園の管理料も参考にしながら検討していく。</p>
<p>1.2 その他雑入</p> <p>意見1) 資金の効率的な使用について(都市整備局公園緑地部)</p> <p>緑化フェア収益金の一部を都市緑化基金として拠出しているが、基金に繰り入れることで資金を固定化するよりも、市全体の観点から都市緑化のための事業を捉え、無駄に資金を眠らせることなく有効に活用すべきである。</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>緑化フェア収益金については、フェア成功への市民の協力に対し、緑を通じて市民に還元するべく、出資議案、条例議案として議会に諮り、「福岡市都市緑化基金」及び「福岡しみどりの基金」として積み立てたところである。</p> <p>福岡市都市緑化基金は、その運用益金により様々な緑化啓発事業を実施することで、長期的視点から市民全体の緑化意識の高揚を図り民有地緑化を推進するための貴重な財源である。</p> <p>昭和59年の基金の創設以来、運用益金による継続的な事業を展開してきたことによ</p>

	<p>る成果として、ヒートアイランド現象の緩和や都市環境の改善における緑の効果が再認識され、市民が緑のまちづくりに積極的に参画するようになるなど、市民の緑化意識の向上が見られる。また、最近では緑化活動団体への支援拡充や、市民や企業と共働して実施する緑化行事である「グリッピーキャンペーン」などにも取り組んでいる。さらに今回の積み増しにより、運用益金が大幅に増加したこともあり、本市の補助金や負担金の削減が図られ、有効に活用がされている。</p> <p>資金の使用については、今後も効率的、効果的な運用を図っていく。</p>
<p>1.3 委託料</p> <p>指摘1) 指定管理者の事業報告書や月報、年次評価に関する事項(都市整備局公園緑地部)</p> <p>指定管理者について、事業年度終了後の評価や評価結果の公表が適時に行われていない。制度趣旨を尊重し、ガイドラインに従って事業年度終了後速やかに評価を実施しその結果の公表を遅滞なく行う必要がある。</p>	<p>【措置済 H21.8.3通知】</p> <p>指定管理者の事業評価については、平成20年6月に実施した平成20年度公園及び公園施設の指定管理者選定委員会(第1回)の審議結果に基づいて評価を行っており、本市ホームページに平成19年度の評価結果を公表している。</p>
<p>意見1) 予定価格の事前公表(土木局道路建設部、用地部、都市整備局公園緑地部…各部共通)</p> <p>委託契約の入札では予定価格の事前公表は限定された業務についてのみ行われているが、予定価格の事前公表を前提とした上で、公表することが困難なものについてはその理由を明らかにしたうえで例外的に公表しない取扱いとすることが望ましい。</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>予定価格の公表は、契約に関する透明性の確保と職員に対する不正な働きかけの防止を目的として実施している。</p> <p>また、公表の適用範囲は、積算や適用単価の基準等が一般に了知されており、公表を行っても発注者に不利益がないものに限定している。</p> <p>対象範囲はあくまで発注者の不利益がないものに限定されるべきであり、措置は行わないこととした。</p> <p>(財政局契約課)</p>
<p>意見2) 地積測量図作成委託について(土木局用地部)</p> <p>事務効率の観点から合見積りが許容される場合にも、競争性を確保する目的から見積もり徴求先を指名競争入札の場合と同程度確保することが望ましい</p>	<p>【措置済 H21.8.3通知】</p> <p>福岡市契約事務規則上の指名(見積)業者数に準じた数の業者へ見積を徴求する取り扱いとした。</p>
<p>意見3) 舞鶴公園城内住宅移転跡地の整備及び維持管理について(都市整備局公園緑地部)</p> <p>将来の公園予定地域で取得した土地につ</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>舞鶴公園城内住宅移転跡地の整備及び維持管理については、緑化推進、防災・防塵、国史跡保護、来園者への心理生理的効果な</p>

<p>いて芝張り・芝刈りによる維持管理を行っているが、公園としての供用開始までには長期間を要する状態であり実際に移転が完了し公園整備に着手する際に整備すればいいのではないかと考える。</p> <p>また、維持管理経費のトータルコストを考慮すると芝張りをせず草刈りを行うほうが経費節減になる。</p> <p>芝刈りが必要としても、必要な場合にのみ行うような契約とすべきだったと考える。</p>	<p>どの点を考慮すると現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>1.5 公有財産購入費</p> <p>指摘1) 土地開発公社からの再取得時期について(土木局外環状・高速道路推進部)</p> <p>平成18年度・平成19年度に再取得している区間について、平成17年度中に暫定2車線での供用が行われている。</p> <p>事業着手前に再取得する事が原則であり、少なくとも供用開始前に再取得を完了する必要があったものと考ええる。</p>	<p>【措置済(平成20年10月31日通知)】</p> <p>土地開発公社からの再取得については、平成19年度をもって外環状道路用地の再取得を全て完了している。</p> <p>今後の用地再取得事業の際には、事業着手前に再取得するよう関係機関及び財政局と十分に協議の上、遂行していく。</p>
<p>1.5 公有財産購入費</p> <p>意見1) 桧原運動公園用地の購入について(都市整備局公園緑地部)</p> <p>用地取得の優先順位を明確にした上で予算執行すべきである。</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>桧原運動公園用地の購入については、所定の都市計画決定手続きを踏まえ、公園用地全体として用地取得の優先順位を検討し、予算執行したものであり、適正な取得行為であると考えている。そのため、是正の必要性はなく、措置を行わないこととした。</p>
<p>意見2) 事業完了土地についての所管部署について(土木局道路建設部)</p> <p>事業が完了しているにもかかわらず移管未了となっている案件が発見された。これらは所管部署への移管に期間を要しており、道路供用後の所管部署への引継ぎを速やかに完了する必要がある。</p>	<p>【措置済(平成20年10月31日通知)】</p> <p>移管未了となっていた3件について、所管部署と協議を行い、平成19年12月3日に所管部署への引継ぎが完了した。</p>
<p>1.6 負担金、補助及び交付金</p> <p>意見1) 保存樹の維持保全及び保護育成について(都市整備局公園緑地部)</p> <p>保存樹補助金については、対象者が440件と事務負担が大きい一方で一件の補助金額が少額でその効果の十分性が測りにくい。保存樹にかかる市の関与については、妥当性、公平性、有効性、効率性の面から、地域団体の活用など実施主体の検討、助成内容など実施方法の検討を行う必要があると考える。</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>保存樹は、都市の美観風致を維持するために、民有地にある大きくて姿の良い樹木を法律に基づき指定しているもので、その補助金は保存樹の維持保全、保護育成を目的として、剪定、施肥、清掃等の費用を補助するものである。補助金額は保存樹1本につき年4千円であり、1年間、日常的な管理に必要な費用に比べると、補助額は極めて少額であると考えられる。</p> <p>しかしながら、少ない補助金ではあるが、</p>

	<p>保存樹に対する所有者の保護意識や地域住民の愛護意識を高め、未永く大樹が街に残るなど、都市の風景の維持に極めて大きな役割を果たしている。</p> <p>補助金交付の効果は、補助金額の多寡で計られるべきではなく、役割の大きさを計るべきであり、保存樹の補助金交付はコストパフォーマンスの高い制度であると考えている。</p> <p>保存樹は私有財産であり、管理責任を持った所有者に対して補助するのが当然のことであると考えており、手間がかかっても直接所有者に対して、丁寧に補助していくこととしている。</p> <p>なお、補助金交付申請と事業実績報告を1枚の書式に改め、手続の簡素化と事務負担の軽減を図った。</p>
<p>1.7 補償、補填及び賠償 意見1) 履行完了期限延長に係る契約変更について(土木局用地部)</p> <p>土地買収契約締結後地権者が市に土地を引渡すまでに期間を要する場合があるが、事業遅延防止や他の地権者との公平性の観点から、履行期限延期に当たっては、天災等の真にやむを得ない事由に限るべきである。</p>	<p>【措置済(平成20年10月31日通知)】</p> <p>契約相手方の事情により補償契約の変更を行う場合には、履行期限を延期する理由を明確にし、必要に応じて工程表や関係書類を求めて、やむを得ない理由か否かを判断していく。</p>
<p>意見2) 補償額の有効期限について(土木局用地部、都市整備局香椎振興整備事務所、伊都土地区画整理事務所)</p> <p>補償金額の有効期限については、現在各部署で異なる取り扱いをしており、統一されていない。権利者間の公平性の観点や、恣意性の介入による不正の防止の観点から、算定補償額の有効期限についての明確な基準を定めるべきである。</p>	<p>【措置済(平成20年10月31日通知)】</p> <p>補償金額の有効期限については、他都市の状況を調査のうえ、各局の用地関係部署と協議・調整を行い、有効期間を1年間と統一する方針を決定した。</p> <p>(住宅都市局・道路下水道局)</p>
<p>意見3) 補償対象物件の実地調査について(土木局用地部)</p> <p>補償対象物件について写真による精査だけでなく、物件実地調査に補償課も立ち会いを実施すべきである。</p>	<p>【措置済(平成20年10月31日通知)】</p> <p>物件実地調査については、補償課にて「物件調査業務委託の現場立会要領」を作成し、平成20年7月1日から立ち会いを実施している。</p>
<p>1.9 投資及び出資金 意見1) 都市緑化フェア収益金の都市緑化基金への拠出について(都市整備局公園緑地部)</p> <p>基金とする場合には運用方法を検討すべきである。また、低金利環境下では運用の果</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>緑化フェア収益金については、フェア成功への市民の協力に対し、緑を通じて市民に還元するべく、出資議案、条例議案として議会に諮り、「福岡市都市緑化基金」及び「福岡市みどりの基金」として積み立てた</p>

<p>実も限られるので事業効果を発揮するために基金取崩等の対応も検討すべきである。</p>	<p>ところである。</p> <p>福岡市都市緑化基金は、昭和 59 年の基金の創設以来、その運用益金により様々な緑化啓発事業を実施することで、長期的視点から市民全体の緑化意識の高揚を図り民有地緑化を推進するための貴重な財源である。今回の積み増しにより、運用益金が大幅に増加したこともあり、本市の補助金や負担金の削減が図られ、有効に活用されている。</p> <p>基金の取り崩しに関しては、県規則および(財)福岡市森と緑のまちづくり協会寄付行為に基づき、やむを得ない理由がある場合に限り、かつ市長および県知事の承認が必要と規定されており、原則取り崩しはできないものである。</p> <p>一方、福岡市みどりの基金は、一定期間で積立金を取り崩して事業の財源とする基金であり、緑化フェアを記念し、各区における更なる緑化推進のシンボルとなる空間づくりを、市民参加の手法により、市民と共働して進めていくことを目的として設置したものである。</p>
---	---

2 伊都土地区画整理事業、香椎駅周辺土地区画整理事業、管崎土地区画整理事業及び市街地再開発事業の各特別会計の財務に関する事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>2.1 収入</p> <p>意見 1) 売払後の保留地の転売防止策について(伊都土地区画整理事業)</p> <p>保留地売却に際し転売禁止条項を付していないが、その方針について明確な意思決定を行うべきであった。また、抽選物件については転売禁止条項を付すべきである。</p>	<p>【措置済(平成 20 年 10 月 31 日通知)】</p> <p>売却後の保留地の転売防止策については、事務処理が明確でなかったため、今後、同様の事例が発生した場合には方針決裁により行うこととした。</p> <p>なお、19 年度以降の保留地の処分は、保留地処分に関する規則第 35 条による権利移転の禁止(転売禁止)としている。</p>
<p>意見 2) 留地売払時の抽選実施の方法について(伊都土地区画整理事業)</p> <p>抽選時の実質的な重複応募を防止するために申込保証金を要件とすべきである。</p>	<p>【措置済(平成 22 年 6 月 7 日通知)】</p> <p>以前より 1,000 m²以上の保留地については申し込みにあたり保証金を徴収していたところであるが、その対象を 300 m²以上に拡大した。なお、300 m²未満の保留地については主に一般市民に購入いただくことを想定しており、負担軽減のため申し込み時の保証金は徴収しないこととしている。</p>
<p>意見 3) 保留床等賃貸借契約時の保全措置</p>	<p>【その他(平成 20 年 10 月 31 日通知)】</p>

<p>について（市街地再開発事業特別会計） 賃貸借契約時に敷金や保証人等の保全措置がとられておらず、未回収賃料が発生している。保留床をはじめとして市有財産の賃貸借契約を行う際には敷金等による保全を図ることを検討する必要がある。</p>	<p>エルガーラ保留床については、平成 20 年 3 月 1 日に売却したため、現在当該賃貸借契約は行っていないが、今後、類似の事例が生じる可能性がある場合には、敷金等による保全措置を検討する。</p>
<p>2.2 委託料 意見 1) 換地計画作成業務委託について（宮崎土地区画整理事業、香椎駅周辺地区土地区画整理事業） 委託業務に連続性がある場合には事後の業務において異なる業者が落札した場合にも円滑な業務引継ぎができるよう、業務の基礎数値等を電子データでも納入させるべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 換地計画の作成業務委託にあたっては、電子データで納入することを条件とすることとした。 （住宅都市局） 今後、同様の委託を行う場合は、汎用性のある電子データの納入を契約条項とする。 （道路下水道局）</p>
<p>意見 2) 香椎駅周辺連続立体交差事業に関する市と鉄道事業者の役割分担について（西鉄宮地岳線香椎駅周辺連続立体交差事業・・・香椎振興整備事務所） 市が実施するよりも共同事業者が行う方が合理的な業務内容があるため、効率性や経済性の観点からも施行時の役割分担を検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 事業者との役割分担については、今後、同様の事案発生時には、十分に協議していくこととした。</p>
<p>2.3 使用料及び賃借料 意見 1) プレハブ事務所のリース契約について（香椎駅周辺土地区画整理事業） 複数年契約が可能なものについて契約方法を見直し事務を効率化すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 複数年契約が可能なものについては、「福岡市長期継続契約の範囲を定める条例」に基づき、平成 20 年度より長期継続契約とした。</p>
<p>2.4 工事請負費 意見 1) 工事単位について（伊都土地区画整理事業） 限定された業者のみが入札に参加可能な種類の工事の場合、工事単位をある程度まとめる方が競争性の確保に有利に働く場合もある。また、経済性の観点からも工事単位を細分化することは一般に不利に働くため、適正規模の工事単位を検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 今後の工事発注においては、現場条件以外に、経済性や入札時の競争性なども検討し、適正規模の工事単位で発注することとした。</p>
<p>意見 2) 工期延長の常態化について（伊都土地区画整理事業） 一部の事業では相当数の工期延長が行われている。計画的な事業執行等のために、余裕を持った工期設定を行うべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 工期延期については、不測の事態によりやむを得ず行っているが、今後は計画的な事業執行を図るため、適正な工期設定を行い、可能な限り早期発注に努めることとした。</p>
<p>2.5 公有財産購入費 指摘 1) 土地開発公社による先行取得土地</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 再取得した土地の供用については、再取</p>

<p>の再取得前の供用について（香椎駅周辺土地地区画整理事業）</p> <p>再取得完了前に無償貸借が行われている。市が完全に取得を完了した後に使用すべきであった。また、当該土地の利用に関して、土地開発公社と協議をしているものの協議結果が明文化されていないため、土地の共有者である土地開発公社が形式上関与しない結果となっている。このような取扱いについては、文書によりその経緯を明らかにする必要がある。</p>	<p>得が完了した範囲内で、土地貸借契約を結ぶとともに、公社と土地の利用に関して、文書による協議を行うことを所内で確認した。</p>
<p>2.6 負担金、補助及び交付金 指摘 1) 上水道及びガス工事負担金の支出について（伊都土地地区画整理事業）</p> <p>契約上の支払期日内に支出が行われていない。契約に基づいた支出処理をすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】</p> <p>上水道及びガス工事負担金の支出については、負担金の請求日が、負担金対象年度の末日であったため、今後は負担金の確定処理終了後に請求するよう各事業者に指示し、19 年度負担金は期日内納付を行った。</p>
<p>意見 1) 上水道施設工事負担金の変更契約にかかる手続きについて（伊都土地地区画整理事業）</p> <p>当初契約時は都市整備局理事決裁となっているが、変更契約時は伊都区画整理事務所長決裁となっている。</p> <p>当初契約時と同一の決裁区分による変更契約手続きを行うべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】</p> <p>契約変更の決裁区分については、福岡市事務決裁規定に基づき、適正な事務手続きを行うよう所属職員に対し指導と周知徹底を行った。</p>
<p>意見 2) 都市ガス施設工事負担金の単価について（伊都土地地区画整理事業）</p> <p>平成 16 年 2 月に締結した協定書に基づく負担金単価が使用されている。経済情勢の変化に応じて見直しを行うことが予測されるのであれば、単価の見直しについて当初の協定及び確認書に記載しておくべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】</p> <p>「負担金単価の見直し」については、平成 19 年 12 月 18 日に西部ガスと協議を行ったところ、西部ガスから見直しは要しないとの回答を得ていることや、市においても現状では材料費の増加により負担金支出が増えることとなるため見直しは行わない。</p> <p>今後も、経済情勢等を注視し必要に応じてガス事業者と協議を行う。</p>
<p>意見 3) 香椎地区まちづくり先行買収地暫定活用支援事業助成金について（香椎駅周辺土地地区画整理事業）</p> <p>助成対象団体における支出事実についての確認や助成目的である事業活動成果の報告が十分に行われていない。次の 3 点について、改善の余地があると考えます。</p> <p>実績報告の調査確認方法 助成事業の目的達成状況の把握</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】</p> <p>① 実績報告の確認については、補助金交付規則に基づき適切に処理しているが、念のため収入支出の証拠書類の写しを添付させることとした。</p> <p>② 助成事業の実績報告において、より具体的な事業実績についての報告及びその状況写真を添付させることとした。</p> <p>③ 計画内容の変更に関する手続きにつ</p>

<p>計画内容の変更に関する手続き</p>	<p>いては、助成要綱取り扱い事務手引きを作成し、事業計画の変更に関する基準を示し、手続きの明確化を図ることとした。</p>
<p>意見 4) 香椎駅周辺連続立体交差事業に係る土地賃貸借について(西鉄宮地岳線香椎駅周辺連続立体交差事業・・・香椎振興整備事務所)</p> <p>基本協定書において、市及び鉄道事業者は双方の所有する土地について、工事施工のため必要な土地については互いに無償で貸借することとなっている。しかしながら、鉄道事業者所有の土地の一部について市が有償で借りている事例があった。</p> <p>基本協定書の定めと異なる取扱いをする場合には覚書等によりその内容を明確にすべきであった。</p>	<p>【措置済(平成20年10月31日通知)】</p> <p>基本協定と異なる取扱いの必要性が発生した場合は、文書等によりその取扱いを明確化していくこととした。</p>
<p>意見 5) サンセルコビル管理(株)に対する補助金について(都市整備局都市開発部)</p> <p>過去25年間にわたり補助金が支給されているが、ビル振興という補助金の効果が目に見えるものとはいえない一方で、同社は補助金を超える利益を計上している。補助金のありかたを再検討すべきである。</p>	<p>【措置済(平成22年6月7日通知)】</p> <p>当該補助金については、平成20年度から補助対象である振興対策事業について、効果等が把握できるように、より具体的・詳細な報告を課した。</p> <p>また、平成22年度から人件費を補助対象からはずすこととした。</p>
<p>2.7 補償、補填及び賠償金</p> <p>指摘1) 補償額の算定誤りについて(香椎駅周辺地区土地区画整理事業)</p> <p>誤った単価表を用いて補償額を算定し、実際より多く補償金を支払っている。</p> <p>誤った単価で補償を行うリスクをなくす対策が必要である。</p>	<p>【措置済(平成20年10月31日通知)】</p> <p>単価等の修正について通知があった場合は、直ちに課内全員への周知とともに、手持ち資料を修正し、審査時には、補償審査担当者の修正済み原本で確認するよう徹底した。</p>
<p>指摘2) 補償額の精査について(宮崎土地区画整理事業)</p> <p>市において補償金額の算定が困難な補償案件については、補償対象である電力会社から請求額の裏づけとなる契約書等の書類による精査を行うべきであった。</p>	<p>【その他(平成20年10月31日通知)】</p> <p>当該移転対象物件については、変電所という特殊な物件であったことから、本市と相手方である電力会社との協議により、通常の見なし補償ではなく、移転費用を精算する方式を採用し、補償金額の精査については、電力会社から精算報告書と図面、移転工事記録写真を提出させ行ったものである。</p>

3 都市整備局所管の財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の財務の事務の執行及び経営に係る事業の管理について

<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
--------------	--------------

<p>3.1 公園使用料の収受</p> <p>意見 1) 使用料収受額の現金精査について 現金精査は担当者のみでなく上席者による現物確認も行うべきである。また、市への振込を2つの係が別々に行っている事務については効率化を検討すべきである。</p>	<p>【措置済（平成20年10月31日通知）】 協会に対し、使用料収受額の現金精査事務の適正化を図るよう、また、収納処理（市への振込）事務の一元化を図るよう要請した。 協会においては、使用料受領者とは別に、銀行振込者等が確認を行ない、領収書に押印することとした。また、係毎に行なっていた市への振込事務は施設で一括して行なうこととした。</p>
<p>意見 2) 球技場使用料の収受について アビスパ福岡の球技場使用料については、利用当日の現金収納ではなく銀行振込等の方法に変更すべきである。</p>	<p>【措置済（平成20年10月31日通知）】 協会に対し、球技場使用料の収納方法の見直し等を検討するよう要請した。 協会においては、アビスパ福岡の球技場使用料について、協会の現金収納を介さず直接アビスパから福岡市への銀行振込によることとした。</p>
<p>意見 3) 稼働状況の把握について 各種施設の稼働状況について、利用者のニーズ等の分析に資する情報として収集し、稼働率向上等の運営管理に役立てることが望ましい。 _</p>	<p>【措置済（平成22年6月7日通知）】 協会に対し、稼働状況に係る情報の有効活用等を検討するよう要請した。 協会において、各施設の利用状況（平成20度：曜日別・利用時間帯別）を調査し、その結果を各運動公園に掲示し空き時間帯の利用を促すなどの稼働率向上に取り組んだ。</p>
<p>3.2 収益事業（駐車場事業収入）</p> <p>意見 1) 駐車場事業のあり方について 市の未利用地について、賃料の一部を減免されたうえで市から借り受けて駐車場事業を行っている。当該事業の収益により協会の運営経費の一部を賄っている側面はあるが、市の収入増加の観点からは民間の事業者に土地を有期で貸し付けることも考えられるため、協会が駐車場事業を行う必然性について定期的に検証する必要がある。</p>	<p>【その他（平成20年10月31日通知）】 協会の駐車場事業は、市の遊休地を活用して、買物客等の駐車場利用に供し、周辺道路の違法駐車防止に寄与するなど、市の施策を補完し、地域の活性化等に貢献している。 また、その収益は、市が推進している都市緑化推進事業等の経費に充当している。こうしたことから、この事業には必然性があるものと判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>意見 2) 駐車場設備機器導入の意思決定について 異なる種類の機械が設置されているが、利用者の便宜や設備導入後のメンテナンス効率も考慮したうえで導入する設備の種類を決定する必要がある。</p>	<p>【その他（平成20年10月31日通知）】 駐車場機器は、駐車場設置の経緯、用地の借用期間等をもとに、順次駐車場毎に複数業者による競争入札で協会が決定している。 利用者からの苦情も特にないことなどから機種を同一とする必要はないと判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>3.3 委託料</p>	<p>【措置済（平成20年10月31日通知）】</p>

<p>意見 1) リサイクル堆肥出荷業務委託について（都市整備局公園緑地部）</p> <p>連続する一連の業務について、市の所管局の違いにより2つの委託業務として同一業者と契約している。事務の効率化の観点から契約の統合を検討すべきである。</p>	<p>リサイクル堆肥出荷業務委託については、都市整備局（現：住宅都市局）と環境局で協議し、平成20年度より、環境局が剪定枝の受入から出荷までの業務を一括して委託発注することとした。</p>
<p>意見 2) 街路施設内清掃等管理業務委託 植樹帯清掃</p> <p>植樹帯にある彫刻、モニュメントの清掃について、他の彫刻が3ヶ月に一回の清掃であるのに対して、これらは1ヶ月に一回の清掃とワックスがけを行っている。</p> <p>清掃頻度やその内容について検討すべきである。</p>	<p>【その他（平成20年10月31日通知）】</p> <p>「着衣の横たわる母と子」「恋人たち」の2作品については、それらの材質、設置されている場所などを考慮の上、現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p> <p>なお、協会においては、地域のボランティア活動との協力等について、平成20年度から検討、協議を行なう予定である。</p>
<p>3.4 人件費</p> <p>意見 1) 人件費の区分経理の根拠について</p> <p>事業費の区分経理上、協会の間接部門人件費についても合理的な按分計算を行うべきである。</p>	<p>【その他（平成20年10月31日通知）】</p> <p>協会の間接部門人件費の区分経理については、協会が所管税務署や公認会計士と相談した上で、市との協議を経て現行の方法を採用したもので、妥当なものと判断し、措置を行わないこととした。</p>
<p>3.6 資産管理</p> <p>指摘 1) 備品整理票の整備状況（都市整備局公園緑地部）</p> <p>備品整理票が備品現物に正確に添付されていない。</p>	<p>【措置済 H21.8.3通知】</p> <p>備品整理票（登録シール）については、物品責任者による現状確認を行い、出納簿と不一致のものについては正確な備品整理票の添付を行った。</p> <p>備品整理票の添付が困難な備品については、保管場所に備品貸出帳を備え付け、貸出・返却時に現有数の確認を徹底することにした。</p>
<p>意見 1) 備品出納簿の整備について（都市整備局公園緑地部）</p> <p>現行システムの制約として備品出納簿及び備品現在高一覧表にはその使用場所の情報が登録されていない。</p> <p>物品の現物管理に役立てるため、使用場所を明記した台帳を整備する必要がある。</p>	<p>【措置済 H21.8.3通知分】</p> <p>平成20年4月稼働の新財務会計システム（会計室会計管理課所管）により、備品の使用場所の情報が登録できるようになったため、同システムを使って使用場所を明記した備品台帳を整備し、同協会に交付した。</p>
<p>意見 2) 備品の現物調査について（都市整備局公園緑地部）</p> <p>平成18年度までは備品について定期的な現物調査は実施されていなかった。本来であれば、公園緑地部は、指定管理者制度導入以</p>	<p>【措置済 H21.8.3通知分】</p> <p>平成20年4月稼働の新財務会計システム（会計室会計管理課所管）を活用して、現状に沿った備品台帳を作成した。また、毎年度当初に備品台帳を交付し、年1回管</p>

<p>前に網羅的な現物調査を行い、市の管理する備品の現状を把握した上で備品出納簿と現状の不整合を修正する必要があった。財産の適切な管理を行うためには、物品責任者と実質的な管理責任部署との連携の強化が必要であり、その手段として定期的な財産の現物調査が有効である。</p>	<p>理事務所より、定期的な財産の現物調査を行わせることとした。</p>
<p>3.7 財務諸表 指摘 1) 修繕引当金について 平成 15 年度と 16 年度に 5,000 千円ずつ計上されているが、平成 17 年度、18 年度の繰り入れは行われていない。 引当金を毎期規則的に繰り入れるべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 協会は、現行の駐車場修繕計画（平成 20～24 年度）に必要な引当金の大部分を既に積み立てており、平成 20～21 年度は残額を規則的に積み立て終える予定であることから、協会に対し、今後新たに修繕計画を策定した場合には、これに応じた計画的な積み立てを行うよう要請した。 協会においては、今後新たに修繕計画を策定した場合には、引当金を毎期規則的に繰り入れることとした。</p>
<p>指摘 2) 基本財産・運用財産等の管理運用について 定期預金の額が運用方針の規定に整合していない。基本方針と異なる取扱いをする場合にはその理由を明確にすべきである。</p>	<p>【措置済（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 協会に対し、既定方針に沿った運用の見直しを検討するよう、また、今後、既定方針と異なる取扱いをする場合にはその理由を明確にするよう要請した。 協会においては、大口定期預金（福岡銀行 11,500 千円）について、解約協議を整え（平成 20 年 6 月）、速やかに解約した。また、今後、基本方針と異なる取扱いをする場合には、その理由を明確にするなど、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>意見 1) 都市施設建設等積立資産について 駐車場事業の再投資に備えた積立資産であるが、将来の協会のあり方等を検討のうえ、必要以上の資金を留保することがないよう留意する必要がある。</p>	<p>【その他（平成 20 年 10 月 31 日通知）】 今後とも、協会の将来のあり方を検討しながら、協会が必要以上の資金を留保することがないよう、留意していく。</p>

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

意見	市の見解
<p>1. 福岡市の都市計画に対して 1.1 都市計画道路の再検討 過去に計画決定した路線や区間についても、その後の社会情勢や市の財政状況の変化に応じて、一部廃止を含めた抜本的な見直しを行うことが要請される。 福岡市では、平成 18 年度から整備が完了していない都市計画道路の検証・見直しに着</p>	<p>都市計画道路の再検討については、少子化、高齢化、厳しい財政状況などの変化に対応するため、現況の市街地形成、道路整備、交通の状況や、パーソントリップ調査（総合交通体系調査）の結果（将来交通量の推計等）などをもとに、市民の環境意識やニーズの変化等に留意し、求められる都市計画道路としての必要性や整備効果、事</p>

<p>手しているが、その際、将来の維持・更新という大きな負担を次世代に残すことになるという点を念頭に置く必要がある。少子化、高齢化といった状況変化や市民の環境意識やニーズの変化、財政上の構造変化といったさまざまな変化に応じて、現在及び将来の地域住民や道路利用者、納税者にとって満足し、また納得できる都市基盤整備を行うことができるような、計画見直しが望まれる。</p>	<p>業実現性、既存道路の有効活用等の視点から計画の見直しを行う。</p>
<p>1.2 公園計画の再検討の必要性</p> <p>公園の機能を十分に活用するためには、既存公園の活性化を図り、公園新設は必要性が高い場所に絞るなど現実的な目標を設定した上で具体的な計画を立案するべきであることから、計画の見直しを行う機会を設ける必要がある。また、過去に方針決定をした計画についても状況変化に応じて、計画の修正を検討すべきである。</p>	<p>公園計画の再検討については、平成 20 年度に、平成 11 年策定の「福岡市緑の基本計画」を見直し、「第 2 次福岡市緑の基本計画」策定を進めているところであります。</p> <p>また、既存公園の活性化については、平成 19 年度に、市が管理している全公園を対象に実施した公園総点検の結果を踏まえ、公園再整備計画を策定したところである。(措置済)</p>
<p>2. 公園管理業務における指定管理者の状況</p> <p>指定管理者制度導入によるメリットは、競争性の導入によるサービスの質の向上やコスト削減が期待されることにある。競争性を機能させるためには、指定先の選定時のみならず、選定後の評価を適切に行う必要がある。</p> <p>また、他の事業者へのスムーズな業務承継のために、指定管理者との契約において、委託期間中に蓄積される管理運営に係る情報を適切に記録し、運営管理の成果の一部として委託者に提出することを求める必要がある。</p>	<p>選定後の評価については、公園管理課による年 4 回の定期モニタリング、及び第 3 者委員会による年 1 回の事業評価を実施している。</p> <p>また、運営管理にかかる情報については、年報、及びモニタリングシートとして年 1 回の提出を求めている。(措置済)</p>
<p>3. 事業長期化等に起因する未利用地・低利用地の活用</p> <p>事業が長期化する場合には社会情勢の変化等に伴い、事業そのものを見直す必要性についても検討する必要があるのは前述の通りであるが、事業継続を意思決定した場合でも、事業完成まで購入した用地等を眠らせるのではなく、本来の事業に供するまでの期間においても、有効に活用することが望ましい。</p> <p>福岡市あるいは土地開発公社が所有する未利用地、低利用地の活用について、ホーム</p>	<p>事業長期化等に起因する未利用地・低利用地の活用については、平成 20 年度に、公園予定地における占使用の取扱いについて方針決定したところである。</p> <p>行政財産である公園予定地での公園内行為及び占用、公園用途以外の使用については、福岡市公園条例第 23 条に基づき、既設公園の規定を準用し、公園用途以外の使用は、公用の臨時駐車場等目的を限定して許可してきた。</p> <p>公園予定地における占使用の取扱いの方針決定により、公園用途以外の使用につ</p>

<p>ページ上で、活用又は売却の検討を要するものについて意見やアイデアを募集している。アイデアを待つのみでなく、活動の場を必要としているNPOや市民に対してもっと積極的にアイデアを募集することで、様々な効果が期待できると考える。</p>	<p>いて、個人、企業等の営利目的等による使用の申し出が合った場合は、許可基準、使用料納付等の条件を満たせば、利用を許可し、公園予定地の有効活用を図るものとしている。(措置済)</p>
--	--